

所管事項調査

< 目 次 >

1	第3期長崎市教育大綱について	P2
	【別冊】第3期長崎市教育大綱（最終案）	

企画政策部

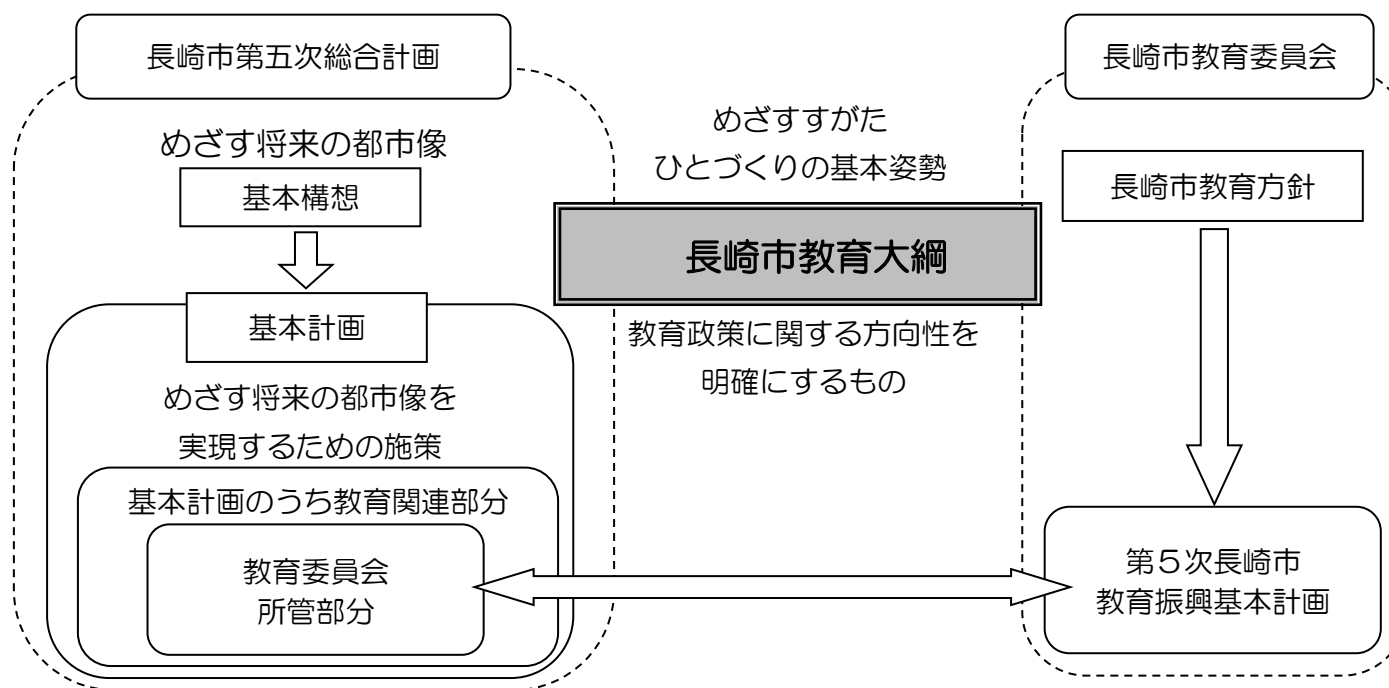
教育委員会

令和 8 年 2 月

(1) 教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成２７年４月１日施行）により、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）を定めることとされている。

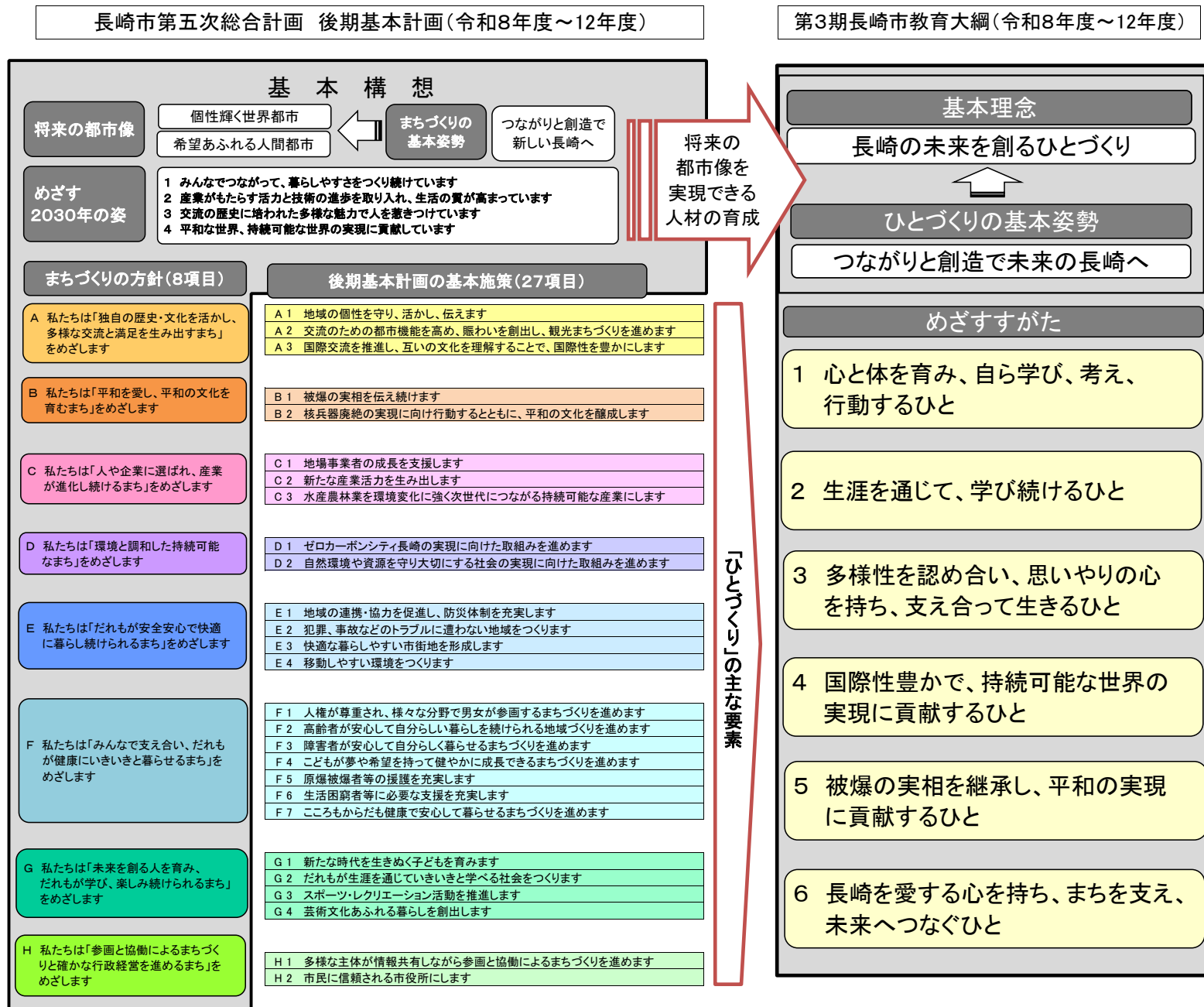
なお、「教育大綱」を定め、又は変更する場合は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される「総合教育会議」において協議することとされている。



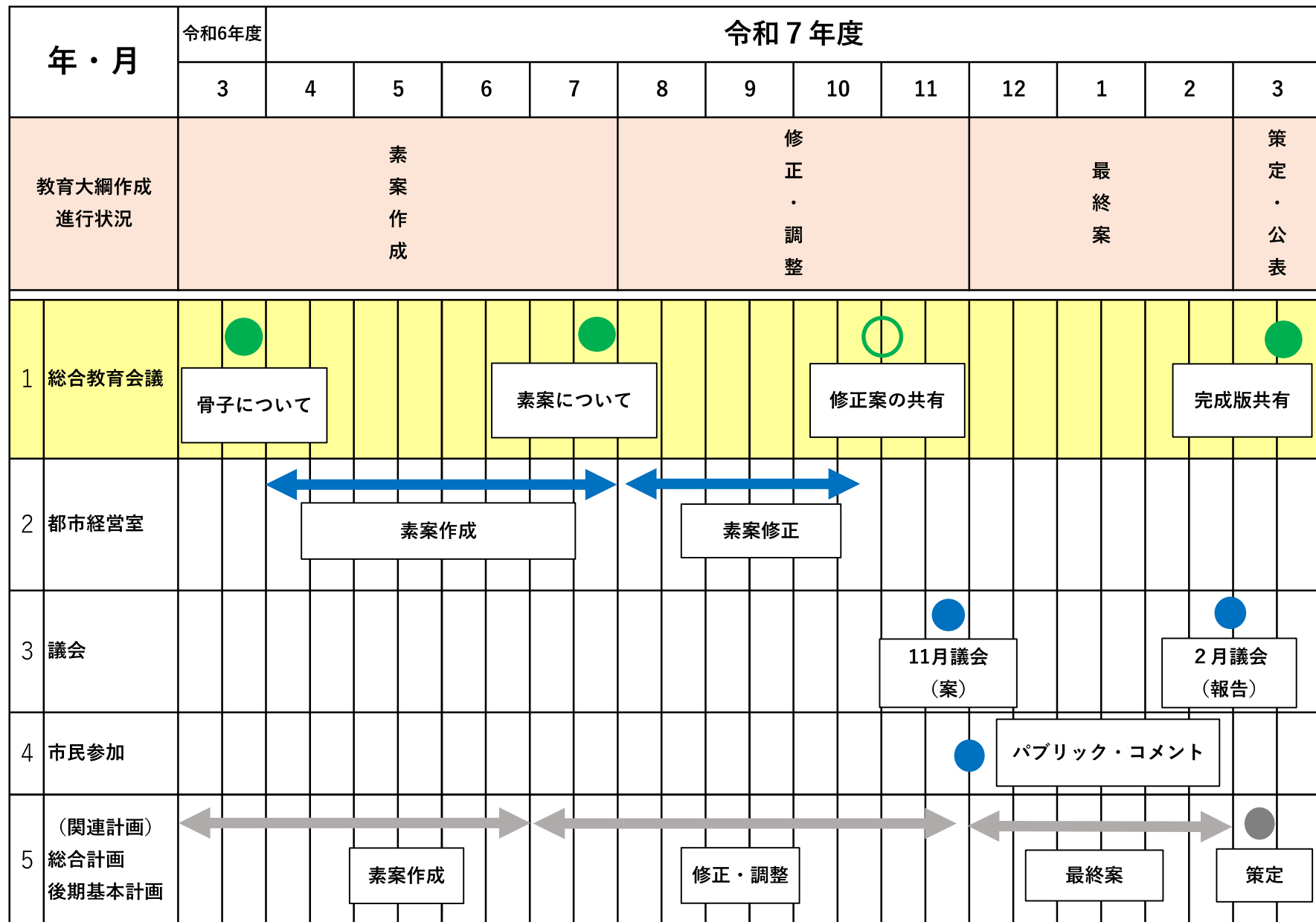
第3期：令和8年度～令和12年度（5年）【第五次総合計画後期基本計画期間】

(2)「長崎市第五次総合計画 後期基本計画」と「第3期長崎市教育大綱」について

後期基本計画において基本構想は変わらず、大きな方向性の変更はないことから、第3期教育大綱についても基本的には第2期教育大綱における「めざすすがた」を継承する。



(3) 教育大綱の策定経緯



(4) 令和7年11月議会及びパブリック・コメントにおける主な意見への対応

【パブリック・コメントの結果概要】

実施期間：令和7年11月25日（火）～令和7年12月25日（木）

回答者数：4名（意見数：5件）

●主な意見・質問

意見・質問	回答
第2期教育大綱の検証で、どういった点が進んだと考えているのか。	第2期の際に「ICTを基盤とした先端技術を効果的な活用を行う」という視点を追加したが、「GIGAスクール構想」の推進により、実際に学校教育において日常的なICTの活用が進んだことで人材育成が推進されたことなどがある。
理念のようにも見えるが、具体的な取組みはこの大綱で見通しを示せるのか。	大綱は大きな方向性を示すものである。具体的な取組みは実施計画などにおいて示すものとしている。
地域教育の人材育成についてはどのように取り組むのか。	まちづくりは人づくりである。地域などと連携してやっていくべきと考えている。

●変更点

No.	変更箇所	意見の内容	変更内容
1	P2 はじめに	○「こども基本法」の成立などの国の動きに合わせて、追記を行ってはどうか。	8行目 「国が示す『こども基本法』『第4期教育振興基本計画』や、『学習指導要領』の内容等を踏まえ、」と追記。
2	P7 めざすがた1	○「こどもの権利」のことについて総合的な国内法ができ、「こどもの最善の利益」を考えた、こどもまんなか社会の実現にむけて様々な施策が行われていることに合わせ「こどもの権利」の記載が必要ではないか。	5行目 「こどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾けるとともに、」を追記。